

薬生食輸発0530第2号
平成30年5月30日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(フランス産ナチュラルチーズの腸管出血性大腸菌0111及び026)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第1号（最終改正：平成30年5月24日付け薬生食輸発0524第1号）により通知したところです。

今般、フランス産ナチュラルチーズから腸管出血性大腸菌0111が検出されたこと、また、フランスにおいて腸管出血性大腸菌026食中毒が発生し、原因食品として疑われるフランス産ナチュラルチーズの回収が行われているとの情報を入手し、回収対象製品が日本に輸出されていたことが確認されたことから、同通知中の別添1のフランスの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌0111	別表1の4によること。	平成26年11月20日付食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌026、0103、0111、0121、0145及び0157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌0111で汚染されているおそれがあるため。

を追加し、別添2の1を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。